

## 社会福祉法人夢殿会 理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

### (報酬等の支給)

第1条 理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人夢殿会 定款第九条及び第二三条に定めるとおり無報酬とする。

### (改 廃)

第2条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### 附 則

この規程は平成29年7月31日から施行する。

この規程は平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。